

御注意

退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合は、必ず未徴収税額を一括徴収すること、が義務付けられています。

令和

年度

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

◎異動があった場合は、伊達市へ速やかに提出してください。

【提出先】〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 伊達市企画財政部税務課市民税係

年 月 日 提出 (宛先) 北海道伊達市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号		特別徴収義務者 指定番号		
		ふりがな			担当者の 連絡先等	部署
		名称 (氏名)		ふりがな		
		所在地 (住所)	〒 ー	氏名		
				電話		

(異動があった者) 給与所得者	市使用欄(宛名)		(ア) 特別徴収額 税 (年 税 額)	円	異動 年月日	異動の事由	1月1日以降～退職時 までの給与支払額	
	個人番号		(イ) 徴収済額	円			年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()
	ふりがな				月分から 月分まで	円		
	氏名				例) 8月10日納期限⇒7月分まで			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日		(ウ) 未徴収額 税 (ア) - (イ)	円			円
住所								

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法 (1~3から選択し、該当箇所には☑または○を記入してください)

<input type="checkbox"/>	1. 一括徴収 (ウ)の額を退職時等に給与等から徴収します
一括徴収した税額は、 月分で納入します。 (月 日)	
一括徴収の理由	
1	6月1日から12月31日までの間に異動があり、本人から一括徴収の申し出があったため。(申出日: 年 月 日)
2	1月1日以降に異動があり、転勤先等での特別徴収継続の希望がないため。
徴収予定	給与又は退職金の支払予定日
	一括徴収予定額 徴収予定額 合計額 (ウ)と同額

<input type="checkbox"/>	2. 普通徴収 (ウ)の額を本人が納付書で納めます
普通徴収の理由	
1	6月1日から12月31日までの間に異動があり、本人から一括徴収の申し出がないため。
2	1月1日以降に異動があり、転勤先等での特別徴収継続の希望があるため。
3	5月31日までに支払われるべき給与又は退職金等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。
4	死亡による退職のため。
死亡退職の場合で、相続人の代表者等の連絡先が分かるときは、その方の住所、氏名、続柄、電話番号を記入してください。	
住所	
氏名	(続柄:)
電話	

<input type="checkbox"/>	3. 特別徴収の継続 (ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収します	
新しい勤務先 の 所在地	名称 (氏名)	
	所在地 (住所)	〒 ー
	電話番号	
新しい勤務先へ	<input type="checkbox"/> 連絡済み (月分から徴収継続)	<input type="checkbox"/> 未連絡
【事業所連絡事項等】		
市 使用 欄	継続先特別徴収 指定番号	
	変更開始月	月

「指定番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。